

●香川県告示第170号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成26年香川県告示第32号（以下「告示」という。）で公示した内水面における共同漁業について、平成26年4月1日次のとおり免許した。

平成26年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第五種共同漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成26年4月1日から平成36年3月31日まで
- 5 制限及び条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁場の区域 (池名)	漁業権者	
			氏名又は名称	住所
内共第1号	1	三豊市財田町 黒川、黒川橋 下流端から観 音寺市観音寺 町、三架橋上 流端までの財 田川本流	三豊淡水漁業協 同組合	三豊市高瀬町比地140番地